

「信州・春の安全衛生教育推進運動」実施要綱

【趣旨】

労働災害は本来あってはならないものであり、労働災害を防止するためには、労働者への十分な安全衛生教育が不可欠です。とりわけ、4月には多くの企業で、新規労働者が採用されるほか、年度の切り替えに伴って、配置換え等も行われることも多く、作業に不慣れな労働者が増加することから、特に、雇入れ時や配置転換時の教育が必要な時期といえます。

長野県内における休業4日以上死傷者数を見ても、経験期間が1年未満の未熟練労働者の災害は全体の約2割を占めます。また、長野県内においては、就労者に占める非正規雇用労働者数の割合は全国に比べ高く、派遣労働者も多い状況にあるなか、雇入れ時等の安全衛生教育が適切に行われていないと思われる災害も発生しています。

労働安全衛生法では、新規に労働者を雇い入れた時、業務内容が変更となった時、危険や有害な業務に就かせる時には安全衛生教育を実施することが義務付けられています。

労働災害防止は事業者のみならず、行政や労働災害防止団体、事業者団体も含め関係者すべての責務です。とりわけ、地域の宝である若者が、十分な安全衛生教育を受けないまま労働災害に被災することは、地域の大きな損失につながるものであり、何としても避けなければなりません。

この運動は、労働現場では常識となっている「セーフティ・ファースト—安全第一」の考え方を、新人教育等において、労働者1人1人に浸透させ、地域全体の安全衛生意識を向上させることを運動の柱とするものです。

また、信州・危険の「見える化」推進運動と連携し、安全衛生教育を実施していることを事業者・管理者が認識できること、安全衛生教育を受けていることを労働者が実感できることなど、「見える化」を進めることにより、安全衛生教育を確実に実施してゆく長野県の企業文化を醸成し、もって労働災害の撲滅を図るものです。

【実施事項】

1 事業場が実施する事項

- (1) 労働安全衛生法に基づく雇入れ時等の安全衛生教育を確実に実施すること。

特に、派遣労働者に対しては、派遣元事業者・派遣先事業者が自ら実施しなければならない事項はそれぞれ確実に行うとともに、派遣元事業者・派遣先事業者で労働者の安全衛生教育の実施状況や習得度等の情報

を共有し連携して効果的に行うこと。

ア 雇入れ時

イ 作業内容の変更時

ウ 一定の危険又は有害な業務に就く者への特別教育

(2) 職長教育・能力向上教育の確実な実施

ア 職長になった者に対しての職長教育を実施すること。

イ 作業主任者・技能講習を修了された方に対する能力向上教育を実施すること。

(3) 安全衛生教育を実施する担当者等の養成

R S T トレーナー等の安全衛生教育を実施する者の養成を計画的に進めること。

(4) 年間安全衛生教育計画の策定

ア 上記の安全衛生教育を、確実に、効率的かつ効果的に実施するために、年間の安全衛生教育計画を策定すること。

イ 年間の安全衛生教育計画は、事業場の安全衛生活動を効果的に推進するための年間労働安全衛生計画と有機的に連携した内容とすること。

ウ 安全衛生教育計画の策定に当たっては、安全委員会（あるいは、労働衛生委員会。事業場によっては、安全衛生委員会）等の、事業を経営する立場の方々と労働者の意見を反映できる方々で協議（審議）すること。

2 労働災害防止団体・関係団体等が実施する事項

(1) 各種技能講習等を適正に実施すること。

(2) 特別教育を自ら実施できない事業者が少なからずあることを考慮し、特別教育を計画し、適正に実施すること。

(3) 事業場への安全衛生教育の普及啓発をすること。

3 労働者の実施事項

(1) 安全衛生教育に意欲をもって参加すること。

(2) 安全衛生教育内容を実践すること。

【取組事例の収集等】

本運動を広く普及するため、取組事例を収集し、長野労働局ホームページに掲載する等により、事業者等に情報提供を行う。

【取組期間】

3月から5月までの3か月間

【主唱者】

長野労働局及び各労働基準監督署

(参考)

労働安全衛生法（抜粋）

(安全衛生教育)

第59条 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行なわなければならない。

2 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。

3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行なわなければならない。

(職長等の安全衛生教育)

第60条 事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなつた職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者(作業主任者を除く。)に対し、次の事項について、厚生労働省令で定めるところにより、安全又は衛生のための教育を行なわなければならない。

- 一 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること。
- 二 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な事項で、厚生労働省令で定めるもの

(有害業務従事者等の安全衛生教育)

第60条の2 事業者は、前二条に定めるもののほか、その事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、危険又は有害な業務に現に就いている者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うように努めなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、前項の教育の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。
- 3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導等を行うことができる。